

平成 25 年 11 月 8 日
消 防 庁

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集

消防庁は、消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、平成 25 年 11 月 9 日から平成 25 年 12 月 8 日までの間、意見を募集します。

1 改正内容

今回の消防法施行令の一部を改正する政令（案）等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（案）において、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直しを行うほか、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものです。
- (2) 消防法施行令の改正に関連して、消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直しを行うものです。
- (3) 上記の他、補助散水栓に用いる消防用ホースの基準について、消防法施行規則の規定を見直すものです。

2 意見募集対象及び意見募集要領

- 意見募集対象
 - ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
 - ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
 - ・ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）
- 詳細については、別紙の意見募集要領を御覧ください。

3 意見募集の期限

平成 25 年 12 月 8 日（日）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

4 今後の予定

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該政令等を公布する予定です。



（事務連絡先）
消防庁予防課 吉村補佐、青島
TEL 03-5253-7523（直通）
FAX 03-5253-7533

意見募集要領

1 意見募集対象

- ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案）
- ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）
- ・ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令（案）
- ・

2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

（１）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：k.aoshima@soumu.go.jp

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

（２）郵送する場合

〒１００－８９２７ 東京都千代田区霞が関２－１－２

消防庁予防課あて

別途、意見の内容を保存した磁気ディスクを添えて提出いただくようお願い

いする場合があります。その場合の磁気ディスクの条件等は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

○フォーマット形式：1.44MBのMS-DOSフォーマット

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフトWordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

磁気ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。なお、送付いただいた磁気ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（３）FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成25年12月8日（日）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあつてはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒
(ふりがな)
住所：
(ふりがな)
氏名(注1)：
電話番号：
電子メールアドレス：

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

（以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。）

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等について

平成 25 年 11 月
消 防 庁 予 防 課

【改正概要】

消防法施行令の一部を改正する政令（案）等において、対象火気器具等の取扱いに関する条例の基準の見直しを行うほか、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記と合わせて、消防機関へ通報する火災報知設備の設置及び維持に関する基準の見直し、特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものである。

【改正理由】

花火大会会場、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設及びホテルにおける最近の火災事例を受けて、「屋外イベント会場等火災対策検討部会」、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」、「ホテル火災対策検討部会」等の検討部会の開催、関係団体への聞き取り調査等、火災被害拡大防止対策及び火災予防行政の実効性向上等に関する検討を行ってきたところである。

今回の政令改正においては、上記検討部会における検討の結果等を踏まえ、対象火気器具等の取扱いに関する条例制定の基準並びにスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置に関する基準の見直しを行うものである。

また、上記検討部会の報告書を踏まえ、避難が困難な高齢者及び障害者等が入所する社会福祉施設等において消防機関に通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動を義務付けるほか、自動火災報知設備の設置義務拡大に伴う特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象施設の見直し等を行うものである。

1. 消防法施行令の一部を改正する政令（案）について

【内容】

（１）火気器具等の取扱いの条例制定基準の見直し（第５条の２関係）

火を使用する器具等の取扱いに関する法第９条の規定に基づく市町村条例の制定基準として、対象火気器具等を、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用することを定める。

（２）スプリンクラー設備の設置基準の見直し（第１２条関係）

火災発生時に自力で避難することが困難な者が入所する社会福祉施設（消防法施行令別表第一（六）項口に掲げる施設）において、現在延べ面積 275 ㎡以上のものに設置が義務付けられているスプリンクラー設備について、原則として延べ面積にかかわらず設置することを義務付ける。

なお、例外として延焼抑制構造を有する施設は設置を不要とする。

また、介助がなければ避難できない者が多数を占めない施設の設置基準は延べ面積 275 ㎡以上を据え置く。

(3) 自動火災報知設備の設置基準の見直し（第 21 条関係）

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等（自力避難困難な者が入所するもの以外のもの（※））（消防法施行令別表第一（五）項イ、（六）項イ及びハに掲げる施設）で就寝の用に供する居室を持つものに対して、現在延べ面積 300 ㎡以上のものに設置が義務づけられている自動火災報知設備を、延べ面積にかかわらず設置するものとする。

※自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等については、既に義務付けられている。

(4) その他

所要の規定の整備を行うほか、必要な経過措置を定める。

【施行期日】

平成 27 年 4 月 1 日（（1）については、公布の日）

2. 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）について

【内容】

(1) 消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準（第 25 条関係）

自力避難が困難な者が入所する社会福祉施設等における消防機関へ通報する火災報知設備について、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して自動的に起動することを義務付ける。

(2) スプリンクラー設備の水源の水量等（第 13 条の 6 関係）

補助散水栓をスプリンクラー設備に設ける場合の消防用ホースの基準について、必要な規定を定める。

(3) その他

必要な経過措置を定める。

【施行期日】 平成 27 年 4 月 1 日（（2）については公布の日）

3. 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令について

【内容】

用語の定義（第2条関係）

小規模なホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等（消防法施行令別表第一（5）項イ、（6）項イ及びハ（利用者を宿泊させ、又は入居させるものに限る。）並びに（16）項イに掲げる防火対象物（（16）項イに掲げる防火対象物にあつては、（5）項イ又は（6）項の用途に供される部分が存するものに限る。））における自動火災報知設備の設置の義務化に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設の範囲にこれらの施設を追加する

【施行期日】

平成27年4月1日

e-Gov 掲載時の表示項目【意見公募案件】

[意見公募案件 一覧画面]

案の公示日	案件番号	意見募集中案件名	意見・情報受付締切日	所管府省・部局名等（問合せ先）	行政手続法に基づく手続であるか否か
2013 年 11 月 8 日		消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集	2013 年 12 月 9 日	総務省 消防庁予防課 [電話] 03-5253-7523	行政手続法に基づく手続

[意見公募案件 詳細画面]

案件番号		
意見募集中案件名	消防法施行令の一部を改正する政令（案）等に対する意見募集	
定めようとする命令等の題目	(1) 消防法施行令の一部を改正する政令（案） (2) 消防法施行規則の一部を改正する省令（案） (3) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）	
根拠法令条項	(1) 消防法第九条、第十七条第一項及び第十七条の三の二 (2) 消防法施行令第十二条第二項第八号及び消防法第三十三条 (3) 消防法施行令第二十九条の四第一項	
行政手続法に基づく手続であるか否か	行政手続法に基づく手続	
案の公示日	2013 年 11 月 8 日	
意見・情報受付開始日	2013 年 11 月 9 日	
意見・情報受付締切日	2013 年 12 月 9 日	
意見提出期間が 30 日未満の場合その理由		
関連ファイル	意見公募要領 （提出先を含む）、命令等の案	・ 概要 ・ 意見募集要領 ・ 消防法施行令の一部を改正する政令（案） ・ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案） ・ 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令の一部を改正する省令
	関連資料、その他	
資料入手方法	総務省消防庁予防課において資料配付及び閲覧に供する	
所管府省・部局名等（問合わせ先）	総務省消防庁予防課 電話：03-5253-7523	
備考		